試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

2 \$ 18 第二十条 省

19

者は、次の各号に掲げるもの 定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号 条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確 に掲げるものに限る。)とする。 研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二 施行令第二十七条の四第三十二項第三号に規定する財務省令で定める (当該各号に掲げるものと共同して行う試

財 を で 新 定 る。 いう。 産であることを明らかにする書類 株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書 事業開拓事業者の株主名簿の写し等 する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの 業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第 産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者 でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一 次号及び第三号において同じ。 (株主名簿の写しその他の書 のうち当該株式が当該組合 一号に掲げるものに限 項に規 ·経 当該 類 類 済

21 20 条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確 は、 研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令で定める 次の各号に掲げるもの (当該各号に掲げるものと共同して行う試

、試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除

上

第二十条 同

上 同 上

とを明らかにする書類 及び第三号において同じ。 又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。 業者の株主名簿の写し等 定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの 発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一 産 業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者でその (株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名 のうち当該株式が当該組合財産であるこ 項に規定する認定特 当該新事業開拓事 次号

21 20 同同 上上

同

上

定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号 に掲げるものに限る。)とする。

株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写 名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が 用促進事業者に限る。) 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主 研究開発法人に雇用されているもの(これらの法人からその雇用関係 別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別 を 法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活 として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人(当該国立大学 大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務 定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務と して出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。) いう。以下この号において同じ。)のうちその役員が大学等又は特 国立大学等成果活用促進事業者(国立大学法人法第二条第 一項に

研究開発は、次に掲げる研究開発とする。 施行令第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令で定める

研究開発 国立大学法人法施行令第三条第二項第一号に掲げる事業として行う

二省略

23 \$ 46

別控除) 、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の

第二十条の四

設の区分に応じ当該各号に定める施設 著しく資する施設として財務省令で定めるものは、 して設置するものを含む。)とする。 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に (当該施設に専ら附属する施設と 次の各号に掲げる施

同

株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写 名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が 用促進事業者に限る。) 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主 を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活研究開発法人に雇用されているもの(これらの法人からその雇用関係別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別 をいう。以下この号において同じ。)のうちその役員が大学等又は特 、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。) 法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人(当該国立大学 大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第五号に掲げる業務 して出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する 定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第六号に掲げる業務と 国立大学等成果活用促進事業者(国立大学法人法第二条第一項に

同上

22 同 上

国立大学法人法施行令第三条第一号に掲げる事業として行う研究開

23 5 46 同 上

別控除) (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の

特

第二十条の四 同

上

2 同

(以下この項において「特定民間観光関連施設」という。 の設備を設け て健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。 センター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内にお ーツ又はレクリエーション施設 沖縄 いて施設全体の環境を整備し フ場及びテー |振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設 当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。 (文化) 歴史、 その主題に関連する遊戯施設その 水泳場、 科学その他の特定の主題に スケー ト場、 トレー のうちス

芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介 するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 水族館及び文化紹介体験施設(自然、伝統的な美術品、工芸品、 劇場、 動物園、 云品、 園 園

の号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。)、スパ施設 地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設 心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、 浴場施設であつて、 特定民間観光関連施設のうち休養施設 験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。) 展望台を備えたものをいう。)、温泉保養施設(温泉を利用して (医師、 保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下こ 海水、 海藻、 海泥その他の海洋資源、 展望施設(高台等の自然 沖縄! 健康相 振興

> う。 いう。 ク 場 を行う者の利便の向上のために設置される施設で講習室 号の二 (陸上 る港湾法第二条第五項第一号、 置された施設で、 ションの 室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をい ポーツ又はレクリエー までに掲げる施設をいう。)及びダイビング施設 プ等で組み立てられた相当数の遊戯設備が自然の地形等を利用して配 を含む。)を備えたものをいう。) 遊 (以下この項において「特定民間観光関連施設」という。 沖縄 ーニングセンター 戯 トその他の船舶を係留する施設並びにこれらの船舶 汚水処理施設及び便所を備えたものをいう。 (スポー (スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、 設備を設け 振興特別措置法第八条第一 用に供するための施設で、 ールフ場、 野営場 船舶保管施設を除く。 ツ又はレクリエーションの用に供するため、 管理施設及び休憩所を備えたものをいう。 (野外における宿泊を主たる目的としたレクリエー 遊園地 主として当該設備により客に遊戯をさせる施設を (主として重量挙げ及びボディービル用具を用 ション施設 (メリーゴーラウンド、 第二号、 項に規定する特定民間観光関連施設 庭球場、 管理施設 及び第九号の三から第十号の 第四号から第六号まで、 水泳場、 炊事施設 (海洋でダイビング 遊戯用電車その 野外アスレチッ (実習用プー 材木、 テントサイ 利 ト場、 便に供す のうちス モ ーター 第八 口 IJ 他

一 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 をいう。) 術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料 は園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設 を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しく 動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設(自然、 劇場、 博物館、 伝統的な美 美術館 館

三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。 で、展望台を備えたものをいう。)、温泉保養施設(温泉を利用して 地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設 心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、 号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。 海藻、 海泥その他の海洋資源を利用して治療 展望施設(高台等の自然の 温泉浴場、 心身の 海洋療法 健康相 以下こ

されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置 その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて 的とする施設(全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士 を備えたものをいう。) いて体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室 ための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内にお 進 ための施設及び休憩室を備えたものをいう。)及び国際健康管理・増 特別措置法第三条第 という。 的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復の 施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目 他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う する美容・ の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植 痩身効果その他 一号に規定する沖縄 健康増進効果を利用し、マッサージそ (以下この号において「沖縄 物

一号に規定する小売施設及び飲食施設第一項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令第七条第五、特定民間観光関連施設のうち販売施設、沖縄振興特別措置法第八条で当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く。)

定めるものは、次に掲げるものとする。 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第四欄に規定する財務省令で

一 〜 四 省 略

物は、アンテナ及びその支持物並びにケーブルとする。4 施行令第二十七条の九第六項第一号に規定する財務省令で定める構築

ス貯蔵設 施行令第二十七条の九第八項に規定する財務省令で定める構築物は、 施行令第二十七条の九第八項に規定する財務省令で定める機械及び装 令第四条第九号に規定する液化ガ ガス業用設備に属する機械及び装置のうち 備 いう 及び れと ス貯蔵設備 体として設置されるものとする。 (次項にお 沖縄振興 (特別措) 「液化 置法

> 憩室を備えたものをいう。)及び国際健康管理・増進 康の 的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室を備えたものをい 施設をいう。) 又はトレーニングルーム (室内において体力向上を目 して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う 限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設 の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、 国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者 診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(全 増 進又は 研究を行うための施設 浴場、 (継続的に酸素を摂取 マッサー 外国人観光旅客 施設 ジ施設及び (病院又は

たものをいう。)
び研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えび研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えを有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)及 特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設(複数の会議室

兀

法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する財務省令で四年政令第百二号) 第七条第一号に規定する小売施設及び飲食施設第一項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令 (平成十五 特定民間観光関連施設のうち販売施設 沖縄振興特別措置法第八条

一~四 同 上定めるものは、次に掲げるものとする。

3

定める構築物は、アンテナ及びその支持物並びにケーブルとする。施行令第二十七条の九第五項第二号及び第四号に規定する財務省令で

う。) 別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定の耐用年数等に関する省令(以下この章において「耐用年数省令」といを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。ガス貯槽(液化ガス貯蔵設備に該当するものに限る。) 及び液化天然ガガス貯槽

三項各号に掲げるものとする。の表の第五号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第の表の第二十七条の九第八項第一号イ②及び法第四十二条の九第一項

(産に限る。) とする。

特別控除)
(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

第二十条の七

計画 項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規 活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進 交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生 都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人(当該法人が同条第 法人である場合には当該法人に係る通算親法人の事業所とし、当該法人 定の適用を受けようとする法人の事業所(当該法人が同条第五項の通 五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人)に対して る事業所とする。以下第五項までにおいて同じ。)の所在地を管轄する 人)が二以上の事業所を有する場合には当該二以上の事業所のうち主た (当該法人が同項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法 足する計 の達成状況のうち当該法 条第 の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画 |画の認定 一項に規定する雇用促進 施行令第二十七条の十二第三項、 (以下この条において 穴が受けた法第四十二条の 計 画をいう。 「計画の認定」という。 第四 以下この条にお 項 第六項及び 一第 項に規 て同じ 第七

- 「に限る。)とする。 「限る。)とする。 「では、事ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐 のは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐 のは、専ら同号イに規定する開発研究の用に規定する財務省令で定めるも
- 項各号に掲げるものとする。表の第五号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第三表の第五十七条の九第七項第一号ロ及び法第四十二条の九第一項の

特別控除)(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

第二十条の七 る書類 」という。 の十二第 六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写しとする。 は 項に規定する計画の認定 を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第 項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第 施 行令第 七 条の + (以下この条において「計画 第 項に 規 定する財務省 兀 令 1の認定 1十二条 で 定め

2 有する場合には当該二以上の事業所のうち主たる事業所とする。

以下第法人である場合には、当該法人に係る通算親法人)が二以上の事業所を る法人の事業所(当該法人が同条第五項の通算法人である場合には当該 施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促 的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 合には、当該法人に係る通算親法人)に対して交付する労働施策の総合 職業安定所の長が当該法人(当該法人が同条第五項の通算法人である場 六項までにおいて同じ。)の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共 法人に係る通算親法人の事業所とし、当該法人(当該法人が同項の通算 定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす 該法人の雇用促進計画 た旨を記 方活力向上地域 施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で 載し 以下この条において同じ。 た書類 等特定業務施設整備計画に (法第四十二 (同令附則第八条第 一条の十二)の達成状況のうち当該計 第 つい 一項に規定する雇用促 進計画の て計画の認定を受けた当 項 第 達成状況を確認し 定 『の認定 でする地

に限る。)の写しとする。施設をいう。以下この条において同じ。)に係るものが確認できるものる特定業務施設(法第四十二条の十二第六項第二号に規定する特定業務

設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。 た旨を記載した書類(法第四十二条の十二第一 施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認し 的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施 に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた当該 けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共 地域等特定業務施設整備計画 業安定所の長が当該法人(当該法人が同条第五項の通算法人である場 務省令で定める書類は、 施行令第二十七条の十二 当該法人に係る通算親法人)に対して交付する労働施策の総合 一第五項及び第八項から第十 法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受 (地域再生法第十七条の二第一項第一号二条の十二第一項に規定する地方活力向 項までに規定する

る雇 計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成 及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定す 等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人 算親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所 ち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるも 該当する場合におけるその各事業年度にあつては、当該法人に係る通 用を受けようとする事業年度前の各事業年度が同条第五項の適用 法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その 施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は 用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条 二第六項第十五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備)の写しとする。 状狀況 年度

人が同条第五項の通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人(当該法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在施行令第二十七条の十二第十二項に規定する財務省令で定める書類は

ものに限る。)の写しとする。業務施設をいう。以下この条において同じ。)に係るものが確認できるに係る特定業務施設(法第四十二条の十二第六項第二号に規定する特定

3

施行令第二十七条の十二第七項から第九項までに規定する財務省令で を記載した書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす を記載した書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす を記載した書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす を記載した書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす の写しとする。

4 当該計画の認定に係る特定業務施設に係るもの び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定するに対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類 地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等 について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況 十二第六項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所在 該当する場合におけるその各事業年度にあつては、当該法人に係る通算 用 法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その適)の写しとする。 を受けようとする事業年度前の各事業年度が同条第五項の適用年度に 施行令第二十七条の十二第十項に規定する財務省令で定める書類 が 確認できるも (法第四十二条の んのうち に限る

5 同 上

地 法 施行令 を管轄 人が同条第五項の 法第四十二条の十二第一 第二十 する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人 Ł 条の 通算法人である場合には、 十二第十一項に規定する財務省令で定め 項又は第二項に規定する法人の事業 当該法人に係る通 る書類は 所 の所在 算親法

- うかが確認できるものに限る。)の写しとする。
 者(次項及び第八項第三号において「離職者」という。)がいないかど者(次項及び第八項第三号において「離職者」という。)がいないかどする雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第八項に規定する離職定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定人)に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安人)に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安
- 管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該通算親法人に対以上の事業所のうち主たる事業所。第八項において同じ。)の所在地を \mathcal{O} して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職 事業所 限る。 用促進計画の達成状況及び離職者がいないかどうかが確認できるも 進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該他の通算法人の 生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇 法第四十二条の十二第八項に規定する他の通算法人に係る通算親 施行令第二十七条の十二第十三項に規定する財務省令で定める書)の写しとする。 (当該通算親法人が二以上の事業所を有する場合には、当 該二 法人は \mathcal{O} 用
- 法人の事業所 け つては当該他の通算法人の事業所とし、 ことが確認できる財務省令で定める書類は、 に ない事業年度 お た日以後に終了する各事業年度に係る当該他の通算法人に係る通算親 の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受 数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しない 行令第二十七条の十二第二十項に規定する他の通算法 て二以上の事業所を有する場合には当該二以 他の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係 (当該他の通算法人の当該各事業年度のうちその終了の日 (以下この項において「他の事業年度」という。 当該 同項に規定する他の通 他の通算法人が他の 上の事業所のうち 人の基準)にあ 事業年 算法 雇

- うかが確認できるものに限る。)の写しとする。 雇用促 する雇用 及び職 (次項及び第九項第三号において「離職者」という。 、項及び第九項第三号において「離職者」という。)がいないかど、進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第八項に規定する離職 対 促進計 業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項 して交付 画 の達成状況を確認した旨を記載した書類 する労働施策の総合的な推進並びに労働 《(当該: 者の 雇 以法人の に規 用 \mathcal{O} 定
- に限る。)の写しとする。 施行令第二十七条の十二第十二項に規定する財務省令で定める書類は 施行令第二十七条の十二第十二項に規定する財務省令で定める書類は に限る。)の写しとする。
- 8 施行令第二十七条の十二第十九項に規定する書類の写しとする。
- がない事業年度(以下この項において「他の事業年度」という。)にあにおいて当該他の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係法人の事業所(当該他の通算法人の当該各事業年度のうちその終了の日けた日以後に終了する各事業年度に係る当該他の通算法人に係る通算親 ことが確認できる財務省令で定める書類は、 人の地方活力向上 者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該 度において二以 つては当該他の 施行令第二十七条の十二第十九項に規定する他 上の事業所を有する場合には当該二以 通算法人の事業所とし、 地域等特定業務施設整備計画に 当該他の通算法 同項に規定する他の通算法 ついて計画の認 の通算法 上の事業所 人が他の事業年 人の 基 定を受 しない のうち 準雇

では、 高三、首、各 、第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げるものの写しとする。 規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類であつて 規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類であつて の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に が当該通算親法人(他の事業年度にあつては、当該他の通 主たる事業所とする。)の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

施行令第二十七条の十二の五第六項に規定する賃金台帳一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

|給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

第二十条の十 が認めるものに限る。 われたことが当該認定経営力向上計画に記載された指標 き経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類 写し及び当該認定申請書に係る認定書(当該変更の認定があつたときは 業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第 者等(以下この項において「中小企業者等」という。 令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する中小企業 告書等に添付することにより証明がされた当該中小企業者等とする。 れる同法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況に に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画に従つて行わ に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第 二条第 一項の申請書を含む。 施行令第二十七条の十二の五第三項に規定する財務省令で定める日は 認定があつたときは、 当該変更の認定に係る認定書を含む。)の写し並びに当該認定申請書 項又は第一 法第四十二条の十二の五第二項第二号ロに規定する財務省 一項の申請書(当該申請書に係る同法第十七条第 以下この項において「認定申請書」という。 当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第 の値により確認できるものに限る。 (当該経営力向上が行 項の規定による変更 が受けた中小企 (経済産業大臣)を確定申 項 0

3 施行令第二十七条の十二の五第三項第二号に規定する財務省令で定め用者の同号に掲げる日のうち最も早い日)とする。 ある場合には、当該法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇

内雇用者の労働基準法施行規則第五十三条第

該国内雇

用者が当該法人

の国内に所在する他の事業所から異動した者で

項第四号に掲げる日

(当

働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国

当該法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労

- 2 るものとする。 るものに限る。)のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関 他これらに類するもの及び講師等の旅費(教育訓練等を行うために要す 合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類す 定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している場 有する者(当該法人の役員(法第四十二条の十二の五第三項第二号に規 する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を 項において「講師等」という。)に対して支払う報酬、料金、 .等」という。) のために同号イに規定する講師又は指導者 る費用は、 一十七条の十二の五第十項第 同号に規定する教育訓練等 (以下この条において「教育訓 一号イに規定する財務省令で定 (以下この 謝金その
- る。 使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)とす使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)とす又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。)のめる費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像める費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像の、施行令第二十七条の十二の五第十項第一号口に規定する財務省令で定
- うとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けよる費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。
- 練等の実施時期 施行令第二十七条の十二の五第十項各号に定める費用に係る教育訓

第八号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載第二号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三

た書類とする。

- 一 省 略
- 三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第二号

- る者とする。

 人の施行令第五条の六の四第五項第一号に規定する国内雇用者に該当す支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個
- するものとする。 場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類 規定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している を有する者(当該法人の役員(法第四十二条の十二の五第三項第九号に 関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知 するものに限る。)のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に 訓練等」という。)のために同号イに規定する講師又は指導者(以下こ \mathcal{O} の項において「講師等」という。)に対して支払う報酬 定める費用は、 他これらに類するもの及び講師等の旅費(教育訓練等を行うために要 施行令第二十七条の十二の五第十二項第 同号に規定する教育訓練等 (以下この条において「教育 号イに規定する財 務省令で 謝金そ
- する。の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)との使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)と像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。)定める費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映定める費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映たので、施行令第二十七条の十二の五第十二項第一号口に規定する財務省令で
- 教育訓練等に対する対価として支払うものとする。 める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行うら 施行令第二十七条の十二の五第十二項第三号に規定する財務省令で定
- 訓練等の実施時期 施行令第二十七条の十二の五第十二項各号に定める費用に係る教育
- 二同上
- 二 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第九号

に規定する国内雇用者の氏名

四省略

人税額の特別控除)(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法

令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。 第二十条の十の二 施行令第二十七条の十二の六第二号に規定する財務省

次のいずれにも該当するものに限る。)
ツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(
三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘル

本構成するものであること。 「ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。) 「ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。) 一文はハに掲げる設備を製造する事業者と同号 一文はハに掲げる設備を製造する事業者と同号 一文はハに掲げる設備を製造する事業者と同号 一文はハに掲げる設備を製造する事業者と同号 一文はハに掲げる設備を製造する事業者と同号 一本の関

備と一体として運用されるものであること。
「世スをいう。」の用に供することを目的として設置された交換設規則第一条第二項第十三号に規定する第五世代移動通信アクセスサービス(電気通信事業報告へ」主として第五世代移動通信アクセスサービス(電気通信事業報告へ

る無線設備(前号ロ及びハに該当するものに限る。)ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用す二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一

省略 略

2

に規定する国内雇用者の氏名

四同上

人税額の特別控除)(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法

第二十条の十の二 同 上

無線通信を行うために用いられるものに限る。)持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性をツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘル

2 同 上

、特定地域における工業用機械等の特別償却

- 第二十条の十六 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定め第二十条の十六 施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備(次項に関特別措置法施行令第四条第九号に規定する機械及び装置のうち、沖縄振
- 条の四第三項各号に掲げるものとする。の第三号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十4 施行令第二十八条の九第五項第一号イ②及び法第四十五条第一項の表
- る店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。 俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定す5 施行令第二十八条の九第九項に規定する財務省令で定める事業は、風
- のは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。
 7 施行令第二十八条の九第十五項第二号に規定する財務省令で定めるも

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

労働基準法第百八条に規定する賃金台帳雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

、特定地域における工業用機械等の特別償却

第二十条の十六

定資産に限る。)とする。年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる耐用令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用値にある。

- の四第三項各号に掲げるものとする。 第三号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条2 施行令第二十八条の九第四項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の
- る店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。 俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する 施行令第二十八条の九第八項に規定する財務省令で定める事業は、風
- は、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。 権行令第二十八条の九第九項第二号に規定する財務省令で定めるもの

- 掲げる事項とする。 のは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号にのは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に規定する財務省令で定めるも
- 次に掲げる事業とする。 施行令第二十八条の九第二十項に規定する財務省令で定める事業は、

~四 省 略

で証する書類とする。 業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨 資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産 の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投 の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投 を証する書類とする。

二十条の十八 削除

第二十条の十九 施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)

とする。 とする。

(海外投資等損失準備金)

に行つている事業が同項各号に掲げる事業のいずれかに限られている旨ころにより認定を受けた法人は、当該法人の申請に基づき当該法人が現第二十一条 施行令第三十二条の二第三項に規定する財務省令で定めると

- げる事項とする。 は、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲は、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲定する財務省令で定めるもの
- 次に掲げる事業とする。 施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、

一〜四同上

7 施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類は

哻害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)

省令で定める割合は、二分の一とする。第二十条の十八 施行令第二十九条第二項から第五項までに規定する財務

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)の写しとする。

(海外投資等損失準備金

に行つている事業が同項各号に掲げる事業のいずれかに限られている旨ころにより認定を受けた法人は、当該法人の申請に基づき当該法人が現第二十一条 施行令第三十二条の二第二項に規定する財務省令で定めると

経済産業大臣が認定した法人とする

- 式(出資を含む。次項において「株式等」という。)を取得した日を含 にする書類を、同条第一項に規定する内国法人の当該投融資等に係る株 下この項において「投融資等」という。)を行つているものであること 人及び外国政府を含む。)に対する同項第二号に規定する投融資等 十五条第二項第一号の資源開発事業法人(同項第二号に規定する他 掲げる要件の全てに該当する旨を経済産業大臣が認定した法人とする。 につき、当該資源開発事業法人に対する投融資等の金額の明細を明らか 事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた法人とす 証明がされた法人は、その資本金の額又は出資金の額を超えて法第五 施行令第三十二条の二第六項に規定する財務省令で定めるところによ 認定を受けた法人は、当該法人の申請に基づき当該法人が同項各号に 二第五項に規定する財務省令で定めるところによ の法 议
- 内国法人により引き取られることになる旨を経済産業大臣が認定したも 資法人の申請に基づき当該株式等に係る資金が当該資源開発事業法人又 に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が 五条第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第二号の資源開発投 資源開発投資法人の同項第一号に規定する資源の探鉱又は開発の事業 認定を受けた株式等は、当該株式等を取得する内国法人又は法第五十 施行令第三十二条の二第七項に規定する財務省令で定めるところによ
- 二項又は前項の規定による経済産業大臣の認定に係る認定書の写しとす 法第五十五条第七項に規定する財務省令で定める書類は、 第一 項、 第
- 項とする。 法第五十五条第九項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲げる
- 税地及び法人番号並びに代表者の氏名 法第五十五条第八項の規定の適用を受けようとする法人の 名称、 納
- 現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名 法第五十五条第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は

を経済産業大臣が認定した法人とする

2

- 3 り認定を受けた法人は、当該法人の申請に基づき当該法人が同項各号に む事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた法人とす にする書類を、同条第一項に規定する内国法人の当該投融資等に係る株 下この項において「投融資等」という。)を行つているものであること り証明がされた法人は、その資本金の額又は出資金の額を超えて法第五 掲げる要件の全てに該当する旨を経済産業大臣が認定した法人とする。 式(出資を含む。次項において「株式等」という。)を取得した日を含 につき、当該資源開発事業法人に対する投融資等の金額の明細を明らか 人及び外国政府を含む。)に対する同項第二号に規定する投融資等(以 十五条第二項第一号の資源開発事業法人(同項第二号に規定する他の法 施行令第三十二条の二第五項に規定する財務省令で定めるところによ 施行令第三十二条の二第四項に規定する財務省令で定めるところによ
- 内国法人により引き取られることになる旨を経済産業大臣が認定したも に充てられること及び当該事業により採取される産物の全部又は一部が 資法人の申請に基づき当該株式等に係る資金が当該資源開発事業法人又 五条第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第二号の資源開発投 り認定を受けた株式等は、当該株式等を取得する内国法人又は法第五十 のとする。 は資源開発投資法人の同項第一号に規定する資源の探鉱又は開発の事業 施行令第三十二条の二第六項に規定する財務省令で定めるところによ
- 二項又は前項の規定による経済産業大臣の認定に係る認定書の写しとす 法第五十五条第八項に規定する財務省令で定める書類は、 第一項、第
- 事項とする。 法第五十五条第十項に規定する財務省令で定める事項 は、 次に掲げる
- 税地及び法人番号並びに代表者の氏名 法第五十五条第九項の規定の適用を受けようとする法 人の 名 称、

納

被現物分配法人 名称及び納税地 法第五十五条第九項に規定する分割承継法人、 該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地 (以下この号におい (当該分割承継法人等が連結子法人である場合には 分割 承継法人等 被現物 出 並びに代表 資 いう。 法 人又は

物分配の年月日 - 法第五十五条第八項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現

2 法第五十五条第八項に規定する特定法人の名称

及びその積み立てた金額の計算に関する明細五、法第五十五条第八項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額

第五項に規定する書類とする。 施行令第三十二条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、

(中小企業事業再編投資損失準備金)

定する事業承継等に係る次に掲げる書類とする。 向上計画に従つて行う法第五十六条第一項の規定の適用に係る同項に規る書類は、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力第二十一条の二 施行令第三十二条の三第三項に規定する財務省令で定め

· 二 省 略

第二十一条の三から第二十一条の十まで削除

石の氏名

物分配の年月日 - 法第五十五条第九項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現

法第五十五条第九項に規定する特定法人の名称

兀

及びその積み立てた金額の計算に関する明細五法第五十五条第九項の海外投資等損失準備金として積み立てた金額

六同上

7

五項に規定する書類とする。 施行令第三十二条の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、第

(中小企業事業再編投資損失準備金)

に規定する事業承継等に係る次に掲げる書類とする。 向上計画に従つて行う法第五十五条の二第一項の規定の適用に係る同項る書類は、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力第二十一条の二 施行令第三十二条の三第三項に規定する財務省令で定め

一・二同上

第二十一条の三及び第二十一条の四削除

(特定災害防止準備金)

、次に掲げる事項とする。 第二十一条の五 法第五十六条第八項に規定する財務省令で定める事項は

税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 法第五十六条第七項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納

人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地」法第五十六条第七項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人(

びその積み立てた金額の計算に関する明細五、法第五十六条第七項の特定災害防止準備金として積み立てた金額及

(保険会社等の異常危険準備金)

規定する財務省令で定める保険は、次の各号に定めるものとする。第二十一条の十二 施行令第三十三条の二第三項第一号から第九号までに

今六 省 略

事業方法書等に記載された貨物保険七一施行令第三十三条の二第三項第七号に規定する保険 免許等に係る

事業方法書等に記載された運送保険 施行令第三十三条の二第三項第八号に規定する保険 免許等に係る

事業方法書等に記載された賠償責任保険
・施行令第三十三条の二第三項第九号に規定する保険・免許等に係る

2 省略

規定する異常危険準備金の金額を計算した金額とする。り当該移転することとなつた保険契約に係る法第五十七条の五第六項に号)第百五条の六第四項に規定する金融庁長官が定める算出の方法によころにより計算した金額は、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五ころにより計算した金額は、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五とのた保険契約に係る異常危険準備金の金額として財務省令で定めると

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第二十一条の十五 省 略

2 6 省 略

事項とする。

税地及び法人番号並びに代表者の氏名 法第五十八条第八項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納

名称及び納税地並びに代表者の氏名 一 法第五十八条第八項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の

六 その他参考となるべき事項

二十一条の六から第二十一条の十まで 削除

(保険会社等の異常危険準備金)

第二十一条の十二 同 し

一~六 同 上

七 施行令第三十三条の二第三項第七号に規定する保険 免許等に係る

事業方法書等に記載された賠償責任保険

事業方法書等に記載された貨物保険 一規定する保険 免許等に係る八 施行令第三十三条の二第三項第八号に規定する保険 免許等に係る

九 施行令第三十三条の二第三項第九号に規定する保険 免許等に係る

事業方法書等に記載された運送保険

2 同

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第二十一条の十五 同

上

2 6 同 上

事項とする。
7 法第五十八条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる

税地及び法人番号並びに代表者の氏名

一 法第五十八条第九項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納

名称及び納税地(当該分割承継法人又は被現物出資法人が連結子法人一 法第五十八条第九項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の

- 当該鉱業事務所に係る鉱業法第六十八条に規定する鉱区の所在地四 法第五十八条第八項に規定する鉱業事務所の名称及び所在地並びに二 法第五十八条第八項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日
- 区に係る法第五十八条第八項に規定する新鉱床探鉱費の額定する鉱区をいう。以下この号において同じ。)の所在地及び当該鉱五 前号に規定する鉱業事務所に係る試掘権の鉱区(鉱業法第五条に規
- み立てた金額の計算に関する明細六 法第五十八条第八項の探鉱準備金として積み立てた金額及びその積

省略

(沖縄の認定法人の課税の特例)

る期間の月数とする。める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めめる場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定第二十一条の十七の二 施行令第三十六条第一項に規定する財務省令で定

号に規定する特定情報通信事業に該当していた事業。以下この号及び 第三号において「対象特定情報通信事業」という。)を行つていた場 期間にあつては、 区域をいう。 法第三十条第一 る法人に該当するものに限る。)が合併により設立された法人であり 対象特定情報通信事業を行 第 報通信産業特別地区の区域 法第六十条第一項の対象内国法人(同項の表の第一号の上欄に掲げ つ、 当該被合併法人のうち当該認定時情報通信産業特別地区の区域内 一号の下欄に掲げる事業 いて当該対象特定情報通信事業を開始した日が最も早い法人が当 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時)において同表の第一号の中欄に掲げる区域に該当していた 以下この号及び第三号において同じ。 項の認定を受けた時 当該認定時において沖縄振興特別措置法第三条第七 つていた期間の月数 (同号の上欄に掲げる法人に該当しない (当該対象内国法人が沖縄振興特別措置 (以下この号において 内において同表 「認定時」

る法人に該当するものに限る。)が合併により設立された法人であり一 法第六十条第一項の対象内国法人(同項の表の第二号の上欄に掲げ

たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名である場合には、当該分割承継法人又は被現物出資法人の本店又は主

- 当該鉱業事務所に係る鉱業法第六十八条に規定する鉱区の所在地四 法第五十八条第九項に規定する鉱業事務所の名称及び所在地並びに三 法第五十八条第九項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日
- 区に係る法第五十八条第九項に規定する新鉱床探鉱費の額定する鉱区をいう。以下この号において同じ。)の所在地及び当該鉱五 前号に規定する鉱業事務所に係る試掘権の鉱区(鉱業法第五条に規
- み立てた金額の計算に関する明細へ 法第五十八条第九項の探鉱準備金として積み立てた金額及びその積
- 七同上

(沖縄の認定法人の課税の特例)

第二十一条の十七の二

同

り、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同 業を行つていた場合 掲げる場合を除く。 る者が当該対象内国法人の設立前に同項の表の各号の中欄に掲げる地 [地区内において当該事業を行つていた期間の月数 .内において当該各号の下欄に掲げる事業を行つていた場合 法第六十条第 業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行つていた期間 表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事 法第六十条第一項の対象内国法人が合併により設立された法人であ 項の対象内国法人と実質的に同 当該被合併法人のうち当該地区内において当該 当該実質的に同 であると認めら であると認められ れる者が当 (前号に 三の月数 項

条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業に該当していた事業。 した日が最も早い法人が当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた 産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を開始 下この号及び第四号において 国際物流拠点産業集積地域の区域(当該対象内国法人が沖縄振興特別 て同表の第二号の下欄に掲げる事業 間の月数 を行つていた場合 ない期間にあつては、 いた区域をいう。以下この号及び第四号において同じ。 時」という。)において同表の第二号の中欄に掲げる区域に該当し 置法第四十四条第一項の認定を受けた時(以下この号において カン ~つ、 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時 当該被合併法人のうち当該認定時国際物流拠点 当該認定時において沖縄振興特別措置法第三 「対象特定国際物流拠点事業」という。 (同号の上欄に掲げる法人に該当)内にお

内において対象特定情報通信事業を行つていた場合(第一号に掲げる 場合を除く。 者が当該対象内国法人の設立前に認定時情報通信産業特別地区の区域 を行つていた期間の月数 る法人に該当するものに限る。 情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業 法第六十条第一 当該実質的に同一であると認められる者が当該認定 項の対象内国法人 と実質的に同 (同項の表の であると認められる 第 号の上欄に掲げ

当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定 国際物流拠点事業を行つていた期間の月数 掲げる場合を除く。 .域内において対象特定国際物流拠点事業を行つていた場合 が当該対象内国法人の設立前に認定時国際物流拠点産業集積地域の 法人に該当するものに限る。 法第六十条第一項の対象内国 当該実質的に同一であると認められる者が)と実質的に同一 [法人(同項の表の第二号の上欄に掲げ であると認められる (第二号

当 号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、 一該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。 施行令第三十六条第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各 であり、 定時経済金融活性化特別地区の区域 法第六十条第二項の特例対象内国法人が合併により設立された法人 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が (当該特例対象内国法人が沖縄

2

同

2 上

同 であり、 <u>「頃</u>に規定する経済金融活性化特別地区として指定された<mark>地区(以下</mark>)あり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が 法第六十条第二項の特例対象内国法人が合併により設立された法人

つていた期間の月数 を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を行 融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業 施行令第三十六条第四項に規定する特定経済金融活性化事業に該当し いて「認定時」という。 いう。)を行つていた場合 振興特別措置法第五十六条第 いう。 いた事業(以下この項において「対象特定経済金融活性化事業」 融活性化特別地区として指定された地区の区域に該当していた区域 |以下この項において同じ。) 内において当該認定時において)において法第六十条第二項に規定する経済 当該被合併法人のうち当該認定時経済金 項の認定を受けた時 (以下この 分号にお と

象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数れる者が当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当該対局、前号に掲げる場合を除く。) 当該実質的に同一であると認めら別地区の区域内において対象特定経済金融活性化事業を行つていた場別地区の区域内において対象特定経済金融活性化事業を行つていた場別地区の区域内において対象特定経済金融活性化事業を行っていた場別を発送を表示していた場別が表が出版が表示に認定時経済金融活性化特別が表が出版が表示。

3~5 省 咚

交際費等の損金不算入

第二十一条の十八の四 を除く。)が記載されているものとし、 む。)に規定する帳簿及び書類に次に掲げる事項(第三号に掲げる事項 六十七条第二項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含 十二条において準用する場合を含む。)に規定する帳簿書類又は同令第 は第六十七条の規定により保存される同令第五十九条第一項 以下この条において「飲食費」という。)であることにつき法人税法施 する財務省令で定める書類は、 行規則第五十九条(同令第六十二条において準用する場合を含む。)又 めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費(費につき次に掲げる事項を記載した書類とする。 法第六十 同条第六項第二号に掲げる費用に係る飲 一条の四第六項に規定する財務省令で定 法第六十一条の四第八項に規定 (同令第六

>五 省 略

当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人がつていた場合。当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内業(以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。)を行業の項において「特定経済金融活性化事業」という。)を行業の項において「経済金融活性化特別地区」という。)内において施工の項において「経済金融活性化特別地区」という。)内において施工の項において「経済金融活性化特別地区」という。)内において施工の項において「経済金融活性化特別地区」という。)内において施工の項において「経済金融活性化等別地区」という。)内において施工の項において「経済金融活性化等別地区」という。)内において施工の項において、

3~5 同 上

(交際費等の損金不算入)

第二十一条の十八の四 につき次に掲げる事項を記載した書類とする。 財務省令で定める書類は、 く。)が記載されているものとし、)に規定する帳簿及び書類に次に掲げる事項 七条第二項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 条において準用する場合を含む。)に規定する帳簿書類又は同令第六十 \mathcal{O} 場合を含む。) 又は第六十七条の規定により保存される同令第八条の三 行規則第八条の三の十、第五十九条(同令第六十二条において準用する 以下この条において「飲食費」という。)であることにつき法人税法施 めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費(十第一項に規定する帳簿書類、 上 法第六十一条の四第四項に規定する財務省令で定 同条第四項第二号に 同令第五十九条第一項(同令第六十二 法第六十 (第三号に掲げる事項を除 一条の四第六項に規定する 掲げる費用に係る飲食費

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第二十二条の二

号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項若しくは第四 及び第三十九条の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、 項において準用する場合を含む。)並びに施行令第三十九条第三十五項 法第六十四条第五項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三 次の各

次に定める書類 取り若しくは収用に係る資産 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う権利変換又は買 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ

規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたこ 項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第八項第 とを証する書類 者の施行令第三十九条第八項各号に掲げる場合のいずれか(同法第 七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一 る権利の変換を受けなかつた資産 八十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定によ 号に掲げる場合に限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同 第一種市街地再開発事業の施行 法第

じそれぞれ次に定める書類 街区整備事業に係る権利変換に係る資産 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災 次に掲げる資産の区分に応

受けなかつた資産 条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百二十一条又は第二百 第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることが 二十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三 一項各号に掲げる場合のいずれか(同法第二百三条第一項又は 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

第二十二条の二

2 .

号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項若しくは第四 及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、 項において準用する場合を含む。)並びに施行令第三十九条第三十一項 法第六十四条第四項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三 次の各

同 同 上 上

とを証する書類 規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたこ 項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第七項第 者の施行令第三十九条第七項各号に掲げる場合のいずれか(同法第 る権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行 七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一 一号に掲げる場合に限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に 一十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定によ 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第

ニ~ト 上

同

三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることがで 第十項各号に掲げる場合のいずれか(同法第二百三条第一項又は第 受けなかつた資産 二十二条第一項、 条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百二十一条又は第二百 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三 第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条

限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の できる場合には、 同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類 施行令第三十九条第十一 項 第一号に掲げる場合に

二 ・ ホ

四 • 五

用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる 事項とする。 三項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準 法第六十四条第十一項 (法第六十四条の二第十五項(法第六十五条第

- 税地及び法人番号並びに代表者の氏名 用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人の名称、 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準 法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三 納
- 表者の氏名 法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継
- 三 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割 等の年月日

に規定する補償金、対価又は清算金の額 法第六十四条第九項、第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項

条第九項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関 用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準 する明細 法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三

ては、 た日から法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める日までの期間 項に規定する収用等(法第六十五条第三項において準用する場合にあつ 法第六十四条の二第一項に規定するやむを得ない事情があるため、 代替資産の取得 同条第一項に規定する換地処分等)のあつた日以後二年を経過し (同項に規定する取得をいう。 第八項から第十一項 同

> 又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類 きる場合には、)に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員 施行令第三十九条第十項第一号に掲げる場合に限る への同意

ニ・ホ 同 上

四·五 同

5

項とする。 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準用 する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、 法第六十四条第十項(法第六十四条の二第十五項(法第六十五条第三 次に掲げる事

- 税地及び法人番号並びに代表者の氏名 用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人の名称、納 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準 法第六十四条第八項(法第六十四条の二第八項 (法第六十五条第三
- 二 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継 表者の氏名 法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代
- 三 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割 等の年月日

同 上

五. に規定する補償金、 法第六十四条第八項、 対価又は清算金の額 第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項

同

七六 する明細 条第八項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計 用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準 法第六十四条第八項(法第六十四条の二第八項 (法第六十五条第三

同上

6 内に代替資産の取得 た日から法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める日までの期間 ては、同条第一 項に規定する収用等(法第六十五条第三項において準用する場合にあつ 法第六十四条の二第一項に規定するやむを得ない事情があるため、 項に規定する換地処分等)のあつた日以後二年を経過し (同項に規定する取得をいう。 第八項から第十一項 同

第六十五条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法 同条第一項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規 第六十四条第五項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情 の適用を受けようとする場合における法第六十四条の二第十三項(法 でにおいて同じ。)をする見込みであり、 の明細を記載した書類の添付を含むものとする。 細、 当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その かつ、 当該代替資産につき

6 資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること 受けようとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四 出しなければならない。 又は同号口に規定する敷地の用に供することができることとなると認め れらの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる 年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこ れる年月の記載がされた書類を添付して、 施行令第三十九条第二十三項第一号イ又はロの所轄税務署長の承 納税地の所轄税務署長に提 認を

~ 七

署長に提出しなければならない。 とする法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日か ら二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、 施行令第三十九条第二十三項第二号の所轄税務署長の承認を受けよう 納税地の所轄税務

規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情の詳 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条第二十三項第二号に

兀 の状況及び当該調査の完了予定年月 施行令第三十九条第二十三項第二号に規定する生態影響調査 の 実 施

10

記載した申請書を納 四条の二第十七項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を 合を含む。 法第六十四条の二第十七項)の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、 税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 (法第六十五条第三項において準用する場 法第六十

> の詳細、 第六十四条第四項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情 第六十五条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法 定の適用を受けようとする場合における法第六十四条の二第十三項(法 同条第一項 までにおいて同じ。 の明細を記載した書類の添付を含むものとする。 当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その (法第六十五条第三項において準用する場合を含む。) の規)をする見込みであり、 かつ、 当該代替資産につき

産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又 らの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる資 を経過する日から二月以内に、 けようとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年 れる年月の記載がされた書類を添付して、 は同号ロに規定する敷地の用に供することができることとなると認めら しなければならない。 施行令第三十九条第十九項第一号イ又はロの所轄税務署長の 次に掲げる事項を記載した申請書にこれ 納税地の所轄税務署長に提出 承認を受

一~七

8 二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、 長に提出しなければならない。 する法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から 施行令第三十九条第十九項第二号の所轄税務署長の承認を受け 納税地の所轄税務署 ようと

同

定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情 当該四年を経過する日までに施行令第三十 九条第十 九項第二号に規 の詳 細

10

状況及び当該調査の完了予定年月日

施行令第三十九条第十九項第二号に規定する生態影響調

査

 \mathcal{O}

実 施

 \mathcal{O}

兀

同

11 9 同 上 同 上

(应 同 上

Ŧī. を受けようとする日 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第三十一項の認定

六

12 施行令第三十九条第三十一項に規定する所轄税務署長が認定した日は当前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、 該承認において税務署長が認定した日とする。

、収用換地等の場合の所得の特別控除

第二十二条の三 省

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 施行令第三十九条の三第五項第四号に規定する財務省令で定める期間 項第六号の規定による届出をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 地法施行令第十条第二項の規定により受理した日までの期間 当該届出に係る届出書を提出した日から当該届出書を農業委員会が 施行令第三十九条の三第五項第四号の譲渡につき農地法第五条第一

後同法第五条第一項第六号の規定による届出をする場合(当該許可の前号の譲渡につき農地法第十八条第一項の規定による許可を受けた を加算した期間 申請をした日から当該許可があつた日までの期間に前号に定める期間

3 5 5

〈特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

第二十二条の四 法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書 類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

じそれぞれ次に定める書類 法第六十五条の三第一項第三号の場合 次に掲げる場合の区分に応

第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市 0 条第一項の規定により買い取られる場合 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十 の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別 府県知事 (地方自治法

> 五. を受けようとする日 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十七 項の認定

六同上

12 施行令第三十九条第二十七項に規定する所轄税務署長が認定した日は 該承認において税務署長が認定した日とする。 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、

当

13

(収用換地等の場合の所得の特別控除

第二十二条の三 同 上

2 同 上

を加算した期間 申請をした日から当該許可があつた日までの期間に前号に定める期間 後同法第五条第一項第七号の規定による届出をする場合 項 (地法施行令第十条第二項の規定により受理した日までの期間 |第七号||の規定による届出をする場合(次号に掲げる場合を除く。 前号の譲渡につき農地法第十八条第一項の規定による許可を受けた 当該届出に係る届出書を提出した日から当該届出書を農業委員会が 施行令第三十九条の三第五項第四号の譲渡につき農地法第五条第 当該許可の

3 5 同

(特定土地区画 整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

第二十二条の四 同

上

三 一 同 上 同 上

三同

第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市一条第一項の規定により買い取られる場合 府県知事(地方自治法 0 長)の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十

措置法第十一条第一項の規定により買い取つた旨を証する書

取られる場合 土地 等が都 市 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書 緑地法第十七 条第一項又は第三項 の規定により 買

- (1)団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項 定により買い取つた旨を証する書類 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共
- (2)当 項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類 該当する旨及び当該土地等の買取りが施行令第三十九条の四第三 り 共 に買い取られる場合 買い取つた旨、 .団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定によ 該推進法人を当該土地等の買取りをする者として定めた地方公 当該土地等が施行令第三十九条の四第三項に規定する推進 当該土地等の買取りをする者が当該推進法人に 都市緑地法第十七条第二項の規定に基づき 法
- 該土地を同項の規定により買い取つた旨を証する書類 土 により買い取られる場合 |地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項 同項に規定する特定空港の設置者の当 0 規
- 二項の規定により買い取られる場合 管轄する地方防衛局長(当該土地等の所在する地域が東海防衛支局 該土地等を同項の規定により買い取つた旨を証する書類 取られる場合 いて準用する場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買い 管轄区域内である場合には、東海防衛支局長)の当該土地等を同 土地等が航空法第四十九条第四項(同法第五十五条の二第三項に 土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第 同法第四十九条第四項に規定する空港の設置者の当 当該土地等の所在する地域を
- 等に関する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合 に規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同 土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防 つた旨を証する書類 項の規定により買 同 項 止

項

の規定により買い取つた旨を証する書類

第六十五条の三第一項第四号の場合 次に掲げる場合の区分に応

兀

る書類 措置法第十一条第一項の規定により買い取つたものである旨を証す

同

- (1)4 定により買い取つたものである旨を証する書 体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該 項又は第三項 地 方公共 Ó
- 条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証 推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが施行令第三十九 り買い取つたものである旨、 共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定によ 当該推進法人を当該土地等の買取りをする者として定めた地方公 に買い取られる場合 当該土地等が施行令第三十九条の四第三項に規定する推 都市緑地法第十七条第二項の規定に基づき 当該土地等の買取りをする者が当該 する書 進法
- 該土地を同項の規定により買い取つたものである旨を証する書類 定により買い取られる場合 同項に規定する特定空港の設置者の当 土地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項 の規
- 土地等が航空法第四十九条第四項(同法第五十五条の二第三項に 管轄する地方防衛局長(当該土地等の所在する地域が東海防 二項の規定により買い取られる場合 当該土地等の所在する地域を \mathcal{O} 該土地等を同項の規定により買い取つたものである旨を証する書類 取られる場合 おいて準用する場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買 の規定により買い取つたものである旨を証する書類 管轄区域内である場合には、東海防衛支局長)の当該土 土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第 同法第四十九条第四項に規定する空港の設置者の当 地 光等を同 衛支局 ĺ١
- 同い 等に関する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合 規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同項の規定により 土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害 つたものである旨を証する書類 の防 同項 止

兀

・・・デートででいる書類でそれぞれ次に定める書類

質 定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つた旨を証する書 定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つた旨を証する書口 イに掲げる場合以外の場合 法第六十五条の三第一項第四号に規

类

い取つた旨を証する書類とおい取つた旨を証する書類に関定する保安施設事業の用に供するために買された区域内の土地である旨を証する書類及び当該土地の買取りをす知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定土 法第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県

た旨を証する書類当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取つ規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び、法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に

する者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類買い取つた旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りを類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき号に規定する区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書七、法第六十五条の三第一項第七号の場合、市町村長の当該土地等が同

2 · 3

※^(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控

の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合第二十二条の五 法第六十五条の四第五項において準用する法第六十五条

~二十八 省 略

る農業経営基盤強化促進法第二十二条第二項の規定による通知をした定する農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき同号の協議に係地等が同号の農用地区域として定められている区域内にある同号に規二十九 法第六十五条の四第一項第二十五号の場合 市町村長の当該土

イ 同 上

を証する書類 定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つたものである旨 工 イに掲げる場合以外の場合 法第六十五条の三第一項第四号に規

い取つたものである旨を証する書類る者の当該土地を同号に規定する保安施設事業の用に供するために買る者の当該土地が同号に規定する保安施設事業の用に供するために買知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定

五.

たものである旨を証する書類 当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取つ規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に

と 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同

2 3 同 上

《)(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控

第二十二条の五 同 上

一~二十八 同 上

第十六条第二項の規定による通知をしたことを証する書類(その通知当該土地等の買取りにつき同号の協議に係る農業経営基盤強化促進法地等が同号の農用地区域内にある同号に規定する農用地である旨及び二十九 法第六十五条の四第一項第二十五号の場合 市町村長の当該土

する者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類い取つた旨を証する書類並びに都道府県知事の当該土地等の買取りを)、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該協議に基づき買ことを証する書類(その通知をした年月日の記載があるものに限る。

2 5 19 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

旨を証する書類、当該農地等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定者の当該農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買い入れたする開発して農地とすることとされている土地又はこれらの土地の上に存用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存用施設の用に供することとされている土地では同項に規定する農業という。)、同項に規定する農業が地(イにおいて「農用地区域内農地等」という。)、同項に規定する農業が、行令第三十九条の六第二項の場合。同項に規定する農用地区域と

中間管理機構に該当する旨を証する書類に都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地る者の当該土地等を当該協議に基づき買い取つた旨を証する書類並びをした年月日の記載があるものに限る。)、当該土地等の買取りをす

2 19 同 上

第二十二条の六 施行令第三十九条の六第二項に規定する農地の保全又は(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

するために直接必要な施設とする。

水施設、ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止なされる農作物の栽培を含む。)の用に供するために必要なかんがい排域として定められている区域内にある同項に規定する農地を保全し、又利用上必要な施設で財務省令で定めるものは、同項に規定する農用地区

- 整備の促進に関する法律施行規則第一条に規定する施設とする。林業用施設及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤、法第六十五条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める施設は、
- るとする。 一合とする。 一合とする。 一句とする。 一句とする。 一句とする。 一句とする。 一句とする。 一句に規定する市町村森林整備計 では規定する山林について同項のあつせんにより行う同項に規定する森 では、同 では、一句とする。

4| 同 上

一〜三同上

ものである旨を証する書類、当該農地等の次に掲げる区分に応じそれる問発して農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買い入れたする構発して農地とすることとされている土地又はこれらの土地の上に存用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存用を設め、一個項に規定する農業の当該農地等をその者の行う同項に規定する農地等しておいて「農用地区域内農地等」という。)、同項に規定する農業の一個である。

定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者が同項に

規

年月日を証する書類別措置法第十七条の二十の規定により公告をした旨及び当該公告の別措置法第十七条の二十の規定により公告をした旨及び当該公告のる権利に限る。) 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき福島復興再生特は福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する書類又き農地等(農用地区域内農地等又は農用地区域内農地等の上に存す

設の用に供することとされている土地(これらの土地の上に存する 業用施設の用に供することとされている土地又は前項に規定する施 を証する書類 方公共団体の長の当該農地等の買入れにつき当該要請をしている旨 地等の買入れをする者に対し当該農地等の買入れを要請している地 権利を含む。)に該当するものである旨を証する書類並びに当該農 適当な土地若しくは当該農地等に係る同項の農業上の用途区分が農 区域内にある旨及び当該農地等が同項の開発して農地とすることが 長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている ている土地又はこれらの土地の上に存する権利に限る。) することが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされ 地等 (施行令第三十九条の六第二項に規定する開発して農 市 町村 地

復興再生特別措置法第十七条の二十の規定により公告をした旨及びる書類又は福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき福島連法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証準法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証進法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証準法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証準法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証準法第十九条の規定により公告をした旨及び当該農地等の異人れをする者でれ次に定める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者でれ次に定める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者

当該公告の年月日を証する書類

六 法第六 上

五.

第五 より 法第六 林の 行 項第二号 全部に + わ 号に れ Ŧī. たも 条 つき森林法第十 口 規定する土 0 に規定する公益的 五. である旨 第 項 地 第 元四号の 並 譲渡に 条第 びに当 場合 |機能別森林施業を実施するため 該当 項 該 土地 規 する旨及び 都道 定する森林経営計 取得をした者 府 県 知 事 当 該 土地 画 有する (同 せ \mathcal{O}

省

、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

第二十二条の八 する。 る書類は、 七第五項及び施行令第三十九条の八第六項に規定する財務省令で定め 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類と 法第六十五条の十第三項において準用する法第六十五

略

記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農住組より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登 Ł による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のある 合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定 掲げる区域内にあることを明らかにする書類 のに限る。)並びに当該土地等が施行令第三十九条の八第二項各号 法第六十五条の十第一項第二号の場合 同号に規定する交換分合に

> 五項 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者) る森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。 る認定の取消しがあつたものを除く。 する特別措置法 する部分に限る。 葉樹育成施業森林に係るもの(当該特定広葉樹育成施業森林を対象と もののうち森林法施行規則第三十九条第二項第二号に規定する特定広 る市町村の長 合及び同法第九条第一 確保に関する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場 又は受けることが確実である旨を証する書類 (同法第十二条第三項において準用する場合) (同法第十九条の規定の適用がある場合には (平成八年法律第四十七号)第九条第四項の規定によ 及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関 一項又は第三項の規定により読み替えて適用され を作成し、 森林法第十一条第 木材の安定供給の 0 認定を受け 0) 同条第 規定によ

、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

第二十二条の八 同 上

同

画の写しである旨の記載があるものに限る。 域整備法第十 記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画 より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土 法第六十五条の十第一 条第二項の規定による認可をした者の当該交換分合計 項 第二号の場合 同号に規定する交換分合に の写し 土地等の 登

に掲げる区域内にあることを明らかにする書類 ものに限る。)並びに当該土地等が施行令第三十九条の八第二項各号 による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のある 合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定 記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農住組 より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登 法第六十五条の十第一 項第三号の場合 同号に規定する交換分合に

2

上

(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)

の特例)(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税

る事項は、次に掲げる事項とする。 第二十二条の九の二 法第六十六条の二第一項に規定する財務省令で定め

- 及び納税地法第六十六条の二第一項の規定の適用を受けようとする法人の名称
- びにその取得をした年月日おいて「先行取得土地等」という。)の所在地、面積及び取得価額並おいて「先行取得土地等」という。)の所在地、面積及び取得価額並お第六十六条の二第一項に規定する先行取得土地等(次項第五号に
- その他参考となるべき事項
- げる事項とする。法第六十六条の二第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲
- 一 法第六十六条の二第七項の規定の適用を受けようとする法人の名称に、「リート」

納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

- には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合又は被現物分配法人(以下この号において「分割承継法人等」という二 法第六十六条の二第七項に規定する分割承継法人、被現物出資法人
- 二 法第六十六条の二第七項に規定する適格分割等の年月日

代表者の氏名

- 所在地及び面積並びにその譲渡をした年月日四 法第六十六条の二第七項の譲渡に係る同項に規定する他の土地等の
- 年月日
 年月日
 ・ 先行取得土地等の所在地、面積及び取得価額並びにその取得をした
- 七 その他参考となるべき事項 規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関する明細 大 法第六十六条の二第七項の規定により損金の額に算入される同項に

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

- 義務を含む。)の帳簿価額を減算した金額 了の時の資産の帳簿価額から負債 施行令第三十九条の十の二第四 項第一号口に規定する前事業年度終 (新株予約権及び株式引受権に係る
- 口の取得の日における基準株式数(会社法施行規則(平成十八年法務施行令第三十九条の十の二第四項第一号口の株式交付子会社の同号 省令第十二号)第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。)

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供

第二十二条の十の四 省

署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国次項から第五項までにおいて同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務 四条第一項から第三項まで、 税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第 理組織を使用して国別報告事項(同項に規定する国別報告事項をいう。 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情報処 第六項及び第七項の規定の例による。

3 { 10

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第二十二条の十一 式等 を直接又は間接に保有されている内国法人(保険会社等を除く。 る要件の全てに該当するものとする。 総数又は総額 でにおいて同じ。 項及び第五項において「判定対象内国法人」という。)で、 項に規定する保険持株会社に該当する内国法人をいう。 会社等 国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは (株式又は出資をいう。 (保険業を主たる事業とする内国法人又は保険業法第二 (以下この条において 施行令第三十九条の十四の三第一項第 にその発行済株式又は出資(自己が有する自己の株 以下この条において同じ。 「発行済株式等」という。 一号に規定する を除く。 以下第五項ま 次に掲げ 条第十 以下こ 全部

この条において同じ 第六十六条の

で次に掲げる要件の全てに該当するものをい

号に規定する外国関係会社をいう。

以下

次号及び第五項において同じ。

0

経営管理及びこれに附帯する

当該判定対象内国法人が専ら保険外国

関

係会社

等

外国

関 係会

社

六第

項 第

> 了の時の資産の帳簿価額から負債(新株予約権及び株式引受権に係る 義務を含む。)の帳簿価額を減算した金額 施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロに規定する前事業年度終

二 施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロの株式交付子会社の同 省令第十二号)第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。 口 の取得の日における基準株式数(会社法施行規則(平成十八年法務

同

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供

第二十二条の十の四

2 四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。 税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第 署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、 次項から第五項までにおいて同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務 理組織を使用して国別報告事項(同項に規定する国別報告事項をいう。 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情 玉

3 { 10

内国 法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第二十二条の十一

業務を行つていること。

- その主たる事業が保険業又はこれに関連する事業であること。
- つてその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を 直接又は間接に保有されていること。 /及び当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいう。) によ 判定対象内国法人等(当該保険会社等並びに当該判定対象内国法
- は間接に保有されていること。 当該判定対象内国法人によつてその発行済株式又は出資を直接又
- 専ら当該保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行 Ŧi. 社等の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものに限る。 つていること。 項において同じ。)がある場合には、当該他の判定対象内国法人が 当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人(当該保険外国関係会
- 2 有割合 会社等の当該内国法人に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合 により行うものとする。 どうかの判定は、 該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。 項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているか (当該保険会社等の有する当該内国法人の株式等の数又は金額が 同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等保)と当該保険
- 該当する場合には、 区分に応じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれに 式等の全部が保険会社等によつて保有されている場合 前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合 法人(以下この項において「株主内国法人」という。 内国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内 当該各号に定める割合の合計割合)をいう。 の発行済株
- 内国法人及び当該株主内国法人がそれぞれその発行済株式等の全部 いて「出資関連内国法人」という。 有を通じて連鎖関係にある 主内国法人を除く。 内国法人に係る株主内国法人(前号に掲げる場合に該当する同号の と保険会社等との間にこれらの者と株式等の 又は一 一以上の内国法人 が介在している場合 (以下この号に (出資関

のうちに占める割合(当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該

一以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等

当該株主内国

株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)
おる割合(当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上のする当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちにする当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちによって保有されているものに限る会社等又は他の出資関連内国法人によって保有されているものに限るを保険会社等又は出資関連内国法人(その発行済株式等の全部が保険

4 外国関係会社」と読み替えるものとする。 を超える数又は金額の株式等」と 主外国法人」 あるのは「外国関係会社に係る」と、 あるのは 険会社等」 あるのは 当該判定対象内国法人等」と、 国法人等をいう。 とあるのは とあるのは 人」とあるのは「外国関係会社」と、 る数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定 部 外国法人」 の内国法人」とあるのは 」とあるのは いて準用する。 項の規定は、 「当該外国関係会社」と、 「外国関係会社の法人税法」と、 とあるのは 「判定対象内国法人等 「出資関連外国法人」と、 と と 以下この項及び次項において同じ。)」と、 「百分の五十を超える数又は金額の株式等」 「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と 「株主内国法人」とあるのは この場合において 第 「判定対象内国法人等」と、 項第 「の外国法人」 一号ロの発行済株式等の百分の五十を超え 前項第一号中「内国法人の法人税法」と (同項第 同項第二号中 「当該内国法人」とあるのは 「当該保険会社等」とあるのは 全部」 「株主内国法人」とあるのは 第二項中「同項の保険会社等」 一号ロに規定する判定対象内 「他の内国法人」とあるの と、 とあるのは 「株主外国法人」 「出資関連内国法人」 「内国法人に係る」と 「当該内国法人」と 「百分の五十 「内国法 لح

これに附帯する業務を行つているものとする。 係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及び経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、保険会社等に 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する外国関係会社の

引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。れている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認めらる者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する財務省令で定め

等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議をうことが認められている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法

8 | 7 |

において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。 る収入金額は、外国関係会社の行う主たる事業に係る業務の通常の過8 施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定

10 9 施行令 略

る外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とす関係会社は、被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する特定子会社関係会育等工力、

十四項第一号において同じ。)によつて行われていること。第二項第二号イ仏に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社(法第六十六条の六

省略

号口①において同じ。)又は使用人によつて行われていること。条第十五号に規定する役員をいう。第二十項第三号及び第三十項第一が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員(法人税法第二一 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全て

四~七 省

全てに該当するものとする。 ・ 大に掲げる要件のの株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。)を主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号イからニまでにを主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号において同じ。)の保有不動産をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。)の保有る外国関係会社は、被管理支配会社(特定不動産(同号に規定する特定)をてに該当するものとする。

- 司 上 行う者とする。

5 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国3 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社をいう。以下この条において同じ。)の行う主たる事業る収入金額は、外国関係会社(法第六十六条の六第二項第一号に規定する財務省令で定め2 同 上

加項第一号において同じ。)によつて行われていること。 地行令第三十九条の十四の三第八項各号に掲げる要件の全てに該当する をいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業 ものをいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業 とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当する とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当する とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当する の事業の管理、支配及び運営が管理支配会社(法第六十六条の六 の事業の管理、支配及び運営が管理支配会社(同項に規定する特定子会社 をするが国際に対していること。

二同上

四〜七 同 上 一号口(1)において同じ。)又は使用人によつて行われていること。 一号口(1)において同じ。)又は使用人によつて行われていること。条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号及び第二十五項第が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員(法人税法第二三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全て

24 23 22 21

省 省 略 略 20 19 18 17 16 15

略

· 匹

略

すること。

第十項第

号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当

すること。

兀

同

上

第五

項第 上

号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当

同

略

略

事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、 第二十二項及び第二十三項第三号において同じ。)の遂行のための資金 る外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト 調達及び被管理支配会社 .同号イ(1)ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この 行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定 (同条第九項第三号イ1)から3までに掲げる 同号ロからチまで

国関係会社で、 項において同じ。)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外)に係る特定子会社(同号イ⑴に規定する特定子会社をいう。以下この に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

五.

一 〈 匹

合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金 第十項第五号に掲げる要件に該当すること。 額

イ〜ハ

て同じ。 定する特定不動産をいう。以下この項 特定不動産(施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(3)に規 の譲渡に係る対価の 及び第二 十三項 第二 一号に お

ホ・ヘ 略

15 14 13 12 11 10

上上上上上

げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。)に 達及び被管理支配会社(同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業第十七項及び第十八項第三号において同じ。)の遂行のための資金の調 のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲 る外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェ (同号イ⑴)前に規定する資源開発等プロジェクトをいう。 施 行令第三十九条の十四の三第九項第三号に

規定する財務省令

で定め

ークト

以下この

— 〈 匹 同 上

同 上 第五項第五号に押 .掲げる要件に該当すること。 係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

おいて同じ。)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国

係る特定子会社 (同号イ1)に規定する特定子会社をいう。

六 五

イ〜ハ

特定不動

産

(施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ3)に規

第十

項

第二号に

お

て

ホ 同 じ。)の譲渡に係る対価 同

上

定する特定不動産をいう。以下この項及び

の額

同

19 18 17 16 同同同同 上上上上

2-33

以下この項

25 務省令で定める配当等の額について準用する。 第七項の規定は、施行令第三十九条の十五第 項 第四号に規定する財

27 26

者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げ 第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。 る内国法人又は当該内国法人に係る部分対象外国関係会社 同じ。)とする。 施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める 第三十項第一号におい (同条第二項

32 31 30 29 28

省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。 第七項の規定は、施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財

34 33 税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定 条の十一の三において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法人 リバティブ取引をいう。次項、 額とする。 する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会 より計算した金額は、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定 十一条の六の規定を除く。 行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ |等に該当するものを除く。次項から第四十二項までにおいて同じ。) 法第六十六条の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところに)の例に準じて計算した場合に算出される金 第三十九項及び第四十項並びに第二十二 (同法第六

引に相当する取引を除く。 引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取 .規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取、(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項 財務省令で定めるデリバティブ取引は、 項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とし 法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第 ッジ対象資産等損失額 以 下第三十七項までにおいて同じ。)とする (法人税法第六十一条の六第一 次に掲げるデリバティブ取引 項各号に掲

> 20 務省令で定める配当等の額について準用する。 二項 の規定は、 施行令第三十九条の十五第 項第四号に規定 する財

22 21

る内国法人又は当該内国法人に係る部分対象外国関係会社 第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。 者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げ て同じ。 施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財) とする。 第二十五項第 務省令で定め (同条第二項 一号にお

27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 同同同同 第二項 上上上

29 28 省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。 の規定は、施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財

二条の十一の三において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法 金額とする。 リバティブ取引をいう。 \mathcal{O} 六十一条の六の規定を除く。)の例に準じて計算した場合に算出される 人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定(同法第 社等に該当するものを除く。次項から第三十七項までにおいて同じ。) する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会 より計算した金額は、部分対象外国関係会社 行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ 法第六十六条の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところに 次項、第三十四項及び第三十五項並びに第二十 (同条第二項第六号に規定

30 に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取等(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項て財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引 一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とし 引に相当する取引を除く。 引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取 法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第 ヘッジ対象資産等損 失額 以下第三十二項までにおいて同じ。)とする (法人税法第六十一条の六第 項各号に掲

39 38 37 36

略略略

つて定期的

確認が行われ

ているときの当該デリ

アイ

場合に限る。

券損失額を減

る事項が記載されている場合に限る。)において、 定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当 引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあら バティブ取引等)を減少させるために部分対象外国関係会社 規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は 相当する金額をいう。 (当該デリバティブ取引等を行つた日にお (次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。 下第三十 Ł 当該デリバティブ デリバティブ取 項 かじ 同

の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価

その有する売買目的外有価証券相当有価

証

(法

人税法第六十一

同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。

口において同じ。

)をいう。

以下この号において同じ。

価 項

額

第四

十二

第四

証

同法第六十一条の九第一

項 第一

号ロに規定する期末時換算法

取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関 相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変 当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「 (少させる効果についてあらかじめ定めた評)を減少させるために部分対象 項が記載されて 証券相当有価証 (当該デリバティ ヘッジ対象有 · ブ 取 I 価方法 関する帳 引 いる 簿書 券の 動を 価

取引等を行つた日において、

当該売買目的外有価

外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合

ッジ対象有価証券損失額」という。

除

<u>`</u>

類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事

いて、当該デリバティブ取引等が

34 33 32 31

上上上上

リバティブ取引等 る事項が記載されている場合に限る。)において、 成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含 以引等が デデリ 定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該 次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げ 、ティ ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果に 一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発 少させるために部 額に相当する金額 ブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その (当該デリバティブ取引等を行つた日にお (次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。 分対象外国関係会社が を いう。 以下 第三十二項までに ゲデリバ 当該デリ ついてあらかじ ティブ取 ·バティブ 生又は 作 条引

証券損: 除く。 変動 場合に限る。 類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載され 取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する 外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合 券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動 相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的 号口において同じ。 取引等を行つた日において、 ヘッジ対象有価証券損失額」という。 の三第一 その 同 法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。 (同法第六十一条の九第一項第一号ロに)により生ずるおそれのある損失の額 期的 有する売買目的 項第二号に規定する売買目的外有価証券に相 に) におい 上 確認が行 減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法)をいう。 外有価 て、 われているときの当該 当該デリバティブ 当該売買目的外有価証券相当有価 証 以下この号において同じ。)の 券相当有価証)を減少させるために部分対象 デリ 取引等が 規定する期末時 券 (以下この号にお (法人税法第六 (当該デリ ティ ハヘッジ 当する 3外有価, 換算法 引等 バティブ 対象有価 有 いて「 ている 帳簿 証券の 価 項 価 +第四 証 を 証 12 \mathcal{O} 券

40 項第 六項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるの ジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、 銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、 の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金 失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条 あるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損 損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」と 掲げる損失」とあるのは「短期売買商品等損失額(短期売買商品等 買商品等損失額」と、 法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号 対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税 あるのは「第四十項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ 債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「へ おそれのある損失」と、 売買商品等損失額」と読み替えるも に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、 ッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等 人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をい 中「ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に て準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは バティブ取引について準用する。この場合において、第三十五 第三十五 以下第三十七項までにおいて同じ。)の価額の変動に伴つて生ずる 短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前項」と 変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデ 二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは 項から第三十七項までの規定は、 第三十七項中「前項」とあるのは 「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負 のとする。 前項の短期売買商品等 同号ハ中「ヘッ 「第四十項にお 短短 第三十 期売 短 0 同 期

第三十五項、 当該各号に定めるところによる。 前項及びこの項におい て、 次の各号に掲げる用語の 意義

8 号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定 る取引について準用する。この場合において、 第三十五項から第三十七項までの規定は、 法第六十六条の六第六項第 第三十五項中 同条第

> 取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジれのある損失」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の以下第三十二項までにおいて同じ。)の価額の変動に伴つて生ずるおそ 商品等損失額」と 第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買 第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に 象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法 のは「第三十五項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対 短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前項」とある 中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは「 象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、 相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、 第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に 」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六 のは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額 額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とある 対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失 法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。 る損失」とあるのは「短期売買商品等損失額(短期売買商品等(法人税 売買商品等損失額」と読み替えるものとする。 「ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げ ティブ取引について準用する。この場合において、 変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリ 定する金銭に相当するもの」とあるのは て準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるの 第三十項から第三十二項までの規定は、 第三十二項中「前項」とあるのは 前項の短期売買商品 「短期売買商品等」と、 同号ハ中「ヘッジ対 「第三十五項にお 第三十一項 は 等 0 「短期 同項

35

37 36

当該各号に定めるところによる。 第三十項、 前 項及びこの項におい て、 次の各号に掲げ うる用 語 0) 意義は

38 号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定め る取引について準用する。 第三十項から第三十二項までの規定は、 この場合において、 法第六十六条の六第六項 第三十項中 「同条第四項 第七

るものとする。 項第一号」とあるのは、 「同条第四項第二号及び第三号」と読み替え

第三十四項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号ホに規定する 務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準 でする。 第四十一項及び第四十二項の規定は、 法第六十六条の六第六項第十一

とする。 令で定める部分対象外国関係会社(第四号において「外国金融持株会社 令で定めるものの額は、 等」という。)に該当するものにあつては、 十六条の六第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政 おいて同じ。)の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額 項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項に 施行令第三十九条の十七の四第六項に規定する剰余金その他の財 部分対象外国関係会社(法第六十六条の六第八 次に掲げる金額の合計 (法第六 務省 額

<u>\{</u>

に限る。)の株式等の帳簿価額 定 行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するもの する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等(その 金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外

49 48 47

省

لح は、 に供されるものをいう。 できない方式で作られる記録であつて、 第三十五項第一号、 こない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること 第三十六項第一号及び前項に規定する電磁的記

、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税

第二十二条の十一の三 条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第五 第二十二条の十 一第七項の規定は施行令第三十九

> のとする。 第 一号」とあるのは、 「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるも

40 財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 第二十九項の規定は、 法第六十六条の六第六項第十一 号ホに規 定する

号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準 第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一

41 同

用する。

同

兀 。)の株式等の帳簿価額 は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る 発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式等を除く。 定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等(その 当 |金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外 の総数又

44 43 42 同 同

上 上

に供されるものをいう。 できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用 第三十項第一号、 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが 第三十一項第一号及び前項に規定する電磁的記録

、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税

第二十二条の十一の三 条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四 第二十二条の十一 第二項の規定は施行令第三十九 の三第五

省令で定める資産の帳簿価額につい 規定する財務省令で定める収入金額について、 規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハ〇に 号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 額について、 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務 で定める収入金額について、 で定める資産の帳簿価額について、第二十二条の十一 定める収入金額について、 項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ニ 十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七 三十九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金 \mathcal{O} る財務省令で定める外国関係会社について、 三第五項において準用する施行令第三十九条の十四 行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外 三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令 る施行令第三十九条の十四の三第九項第二号ロ⑶に規定する財務省令で 一第十八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用 において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一 十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三 一十二条の十 九条の二十の三第五項において準用する同号ト個に規定する財務省令 [関係会社について、 規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 務省令で定める外国関係会社について、 一第十四項及び第十五項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五 規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令 める収入金額について、第二十二条の十 する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令 に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額に 項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施 項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 一第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において進 第二十二条の十一第十三項の規定は施行令第三十九条の二 第十項及び第十一 第二十二条の十一第二十二項の規定は施行令第三 第二十二条の十一第十九項の規定は施行令第 第二十二条の十 項の規定は施行令第三十九条の二十 て、 それぞれ準用 第二十二条の十一 一第九項の規定は施行令第三 第二十二条の十一 第二十二条の十一第十七 第二十三項の規定は施 の三第八項に規定す でする。 第二十項及び第二 っい 第二十二条の十 号に規定する 第二十二条 この 第十六項 第十二項 場合に 十 二 す 0 項 \mathcal{O} \mathcal{O}

ついて、 九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額に定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十 条の十四 は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九 産の帳簿価額について、 二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資 金額について、 三十九条の十四の三第九項第二号ロ③に規定する財務省令で定める収入 の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第 財務省令で定める資産の帳簿価額について、 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する 務省令で定める収入金額について、 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハ⑶に規定する財 用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で 第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七 財務省令で定める外国関係会社について、 第五項において準用する施行令第三十九条の十 額につい 定める外国関係会社について、 九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準 定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 二十二条の十一第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の二十の三 第六項第二号に 十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の 定める収入金額について、 用する施行令第三十九条の十四 の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産 簿価 規 定する財務省令で定める剰余金の配当等の額につ 項において準用する同号ト 第二 第三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項に て、 第二十二条の十一第八項の規定は施行令第三十九条の二十 額につ 一十二条の十一 第二十二 第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社に いて、 第二十二条の十一第十四項の規定は施行令第三十九条の 規定する財務省令で定める資産の帳簿価額 それぞれ準用する。 条の十 第二十二条の十一 第十七項の規定は施行令第三十九条の二十の 第二十二条の十一第四項の規定は施行令第三 第二十二条の十一第十一 第十八項の規定は施行令第三十九条の二 の三第六項第一号に規定する財 (6)に規定する財務省令で定める収入金 第二十二条の十 第十五 第二 この場合において、 第二十二条の十一 十二条の十 应 項及び第十六項の規定 の三第八項に規定する 第二十二条の 一第十二項の規定は 項の規定は施行 いて、 について、 第七項の規 第十三項 十四の三 おいて準 第二十二 十一第 <u>か</u> 三 第

配法人」と、 あるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とある おいて、 支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ 施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理 九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九項第一号 あるのは「被管理支配法人(」と、「同号」とあるのは「施行令第三十 において準用する施行令」と、 るのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」と のは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあ 社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とある 第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、 のは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令 の六第二項第二号イ⑷」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号 イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する 三項各号中「施行令」とあるのは 十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十 と、同条第十一項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支 のは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」 イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会 イ(4) と、 一号中「管理支配会社」とあるのは において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項各号」と、 人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ44に規定する特定子法人」と 「外国子法人」と、「施行令第三十九条の十四の三第六項」とあるの 同 被管理支配会社」とあるのは 項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社 法第六十六条の九の二第二項第三号イ(3)」と、「法第六十六条の六 の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六 同条第八項各号」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五 項に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人(特定子法 「外国子法人」と、同条第十項中「被管理支配会社 第二十二条の 同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とある 「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六 項各号に掲げる」とあるのは + 一第九項第一号イ中「外国子会社」とあるの 同条第十四項中「被管理支配会社 「被管理支配法人」と、 「施行令第三十九条の二十の三第五項 「管理支配法人」と、「第六十六条 「第六十六条の九の二 同条第十五項中 (特定子会 同項第六号 同 _ と 」とあ 項第 項

十項中 るのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」 二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、「 中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第 準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、 項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項に 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九 他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあ 配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは 特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第 と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支 と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」 るのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」 配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあ 令」と、 あるのは 特定子会社」とあるのは「被管理支配法人(特定子法人(法第六十六条 二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、 社(」とあるのは「被管理支配法人(」と、「同号」とあるのは「施行 の三第五項において準用する施行令」と、 二第二項第三号イ44」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支 の九の二第二項第三号イ仏に規定する特定子法人」と、 人」と、同条第五項中「被管理支配会社 九の二第二項第三号イ③」と、「法第六十六条の六第 「特定子法人」と、 「施行令第三十九条の十四の三第六項」とあるのは「法第六十六条の 第六十六条の六第 「第六十六条の六第二項第二号イ4」とあるのは「第六十六条の九の 同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十 + .条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは 第四 他の被管理支配会社」とあるのは 同 被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、 項第一号中「管理支配会社」とあるのは 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行 「項第一号イ中「外国子会社」とあるのは 同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「 一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の (特定子会社 (同項に規定する 同条第九項中「被管理支配会 「他の被管理支配法人」と、 同項第七号イ中「被管理支 同条第十四 「管理支配法人」と 「外国子 項」とあるのは 同項第一号 施行令」と 「外国子法 同条第 において 一人」と

する。 ある」と、 」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等で 支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるの 法人」と、 とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは 支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社 項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは 支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは 会社(同条第九項第三号イ⑴」とあるのは「被管理支配法人(施行令 令」とあるのは 項に規定する特殊関係株主等である」と、 のは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる 三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理 社」とあるのは 三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四 九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)jij」と、「被管理支配 は「特定子法人」と、同条第二十一項中「他の被管理支配会社」とある いて準用する同号イ⑴に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理 三第九項第三号イ⑴」と、「特定子会社(同号イ⑴に規定する特定子会 九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものと 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、 行令」と、同条第二十項中「同号イ(1)前」とあるのは「施行令第三十 同条第二十三項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の 「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五項にお 「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する 同条第十九 項第 「特定子 管 同

細書について準用する。 第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明2 第二十二条の十一第二十九項の規定は、施行令第三十九条の二十の三

令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。いて準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省の十一第三十一項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項におにする財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二条中一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ⑵に規第二十二条の十一第三十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二

第二十二条の十一第三十二項の規定は、

施行令第三十九条の二十の四

二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中 るのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」 三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるもの 等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第 げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主 あるのは 被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」と 特定子法人」と、 会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「 項において準用する同号イ⑴に規定する特定子法人」と、同項第一号中 十四の三第九項第三号イ⑴」と、「特定子会社(行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは 定子会社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五 第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ⑴jij」と、「被管 「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあ 「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配 「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において進 「特定子法人」と、 「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲 (同条第九項第三号イ①」とあるのは「被管理支配法人(施 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の 同条第十五項中「同号イ(1)ii」とあるのは「施行令 同条第十六項中「他の被管理支配会社」と 同号イ(1)に規定する特

細書について準用する。第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明2 第二十二条の十一第二十四項の規定は、施行令第三十九条の二十の三

省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。 おいて準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務条の十一第二十六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ(2)に第二十二条の十一第二十五項の規定は施行令第三十九条の二十の三第

4 第二十二条の十一第二十七項の規定は、施行令第三十九条の二十の四

- 財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する
- 財務省令で定める金額について準用する。 第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定するの 第二十二条の十一第三十三項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- デリバティブ取引とする。大第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人がとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人がとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人がおりにでがあるで定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が、第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引、法第六十六条の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の
- 準用する。 法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について 第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係 第二十二条の十一第三十八項の規定は、法第六十六条の九の二第六項
- バティブ取引とする。とした場合に同条第三十九項に規定するデリバティブ取引とされるデリのうち第二十二条の十一第三十九項及び第四十項の規定の例によるものるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引 法第六十六条の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定め
- た金額について準用する。の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算しの九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算し、第二十二条の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条
- 三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の十七の1 法第六十六条の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の二十の

- R|務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。 第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する
- 財務省令で定める金額について準用する。第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定するの第二十二条の十一第二十八項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- 金額について準用する。

 ・ 第二十二条の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人(法第金額について準用する。
- 準用する。 法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について法人が行う同号に規定する対為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係の 第二十二条の十一第三十三項の規定は、法第六十六条の九の二第六項
- た金額について準用する。の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算しの九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算し10 第二十二条の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条
- 三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の十七の: 法第六十六条の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の二十の

に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係が行つた取引(法第六十六条の九の二第六項第一号から第六号までに掲が行つた取引(法第六十六条の九の二第六項第一号から第六号までに掲

13 第二十二条の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条でより計等に対策省令で定めるところにより計の九の二第六項第十一等四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条でも財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。デリバティブ取引に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ホに規定12 第二十二条の十一第三十四項の規定は、部分対象外国関係法人の行う

-省 -

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)

第二十二条の十二の二 省 略

□号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。□号に規定する適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度をいう。〕の第六条の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度(法第六十一条の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度(法第六十一条の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度(法第六十一条の十一の四第四項に規定する特例通算欠損事業年度(法第六十一条の十一の四第二項の規定により読み替えて適用する法人税法第六年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十一条の十一の四第二項第二号イの適用事業年度以前の各事業

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

に規定する被配賦欠損金控除額法人税法第六十四条の七第五項第一号に規定する場合における同号法人税法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する

1 法第六十六条の十一の四第三項の規定を適用しないものとして計

掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号にの行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他大の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他大の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他大の額を含む。)を生じさせるだめに行つた取引とされる取引とする。

13 第二十二条の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人の行う12 第二十二条の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条でリバティブ取引に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ホに規定

14 同 上

第二十二条の十二の二 同 上 (認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例

3 法第六十六条の十一の四第二項第二号イの適用事業年度以前の各事業除した金額とする。

税 のうち施行令第三十九条の二十三の 税法第六 法第六十 法第六十 法第六 + + 六条の十 六条の十 四条の七第五項に規定する当 四条の七 第五 の 四 兀 第 項 |第三項の規定によ に規定する当 二項の 規 定に 二第二項に規定する計算した金 |初申告非特定超過控除対象 ょ 「初申告特定超過 らり読み り読み替えて適 が替えて 適 用 用 でする法 対象額 する法

算した法人税法第六十四条の七第五項第一号に規定する場合におけ る同号に規定する被配賦欠損金控除額

第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税 除して計算した割合(当該割合が一を超える場合には、 法第六十四条の七第五項に規定する当初申告非特定超過控除対象額で 施行令第三十九条の二十三の二第二項に規定する計算した金額を法

税の特例) 〈特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

2 { 8 第二十二条の十三 省 略

あつては、五年)を経過した特定株式として記載されたものとする。 取得の日から三年(令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式に する特定株式(以下この項において「特定株式」という。)のうちその ところにより証明がされた特定株式は、 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定める 共同化継続証明書に同項に規定

化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の 証明に係る書類とする。 条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同 法第六十六条の十三第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同

、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第二十二条の十八 第三十九条の二十八第二項に規定する主要な事業として行われる貸付け 定する中小企業者等をいう。 税法施行規則第二十七条の十七第一項第一号中「内国法人が当該内国法 人」とあるのは「中小企業者等(租税特別措置法第六十七条の五第一項 (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) に規 該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、 とあるのは 法人税法施行規則第二十七条の十七の規定は、 第二号から第四号までの規定及び同条第二項中 中小企業者等」と読み替えるものとする。 以下この条において同じ。)が当該中小企 施行令 法人

額に達するまでの金額

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

税の特例)

第二十二条の十三 同

上

2 8 同 上

9 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定める 載されたものとする。 日から五年を経過した法第六十六条の十三第十一項の特定株式として記 ところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の

10 条第一項に規定する特定株式に係る国内外における経営資源活用の共同 証明に係る書類とする。 化に関する調査に関する省令第四条第一項の規定による経済産業大臣の 法第六十六条の十三第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同

第二十二条の十八 削除

(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ

ック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第二十二条の十九の三の二 施行令第三十九条の三十三の三第一項第一号 第二十二条の十九の三の二 施行令第三十九条の三十三の三第一項第一号 により保有されているものに限る。) により保有された他の一の外国法人により保有されているものに限る。) の全部 は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。) の全部 は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。) の全部 は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。) の全部 はり設立された他の一の外国法人により保有されているものに限る。) との間の関係とする。

2 項第 関するものに限る。)を行うことができる旨が定められているものとす 行う業務(当該大会に関するものに限る。)と同様の業務(当該大会に 財務諸表(一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つてその企 保有法人をいう。以下この項において同じ。)の属する企業集団の連結 の同項第四号に規定する大会放送権に関する契約において当該大会放送 権保有法人との間に次に掲げる関係があるものに限る。) その財産及び損益の状況が連結して記載される外国法人(当該大会放送 業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類をいう。 定める外国法人は、 権に係る同項第三号に規定する大会において当該大会放送権保有法人の 施行令第三十九条の三十三の三第一項第四号ハに規定する財務省令で 一号イ又は第二号に掲げる外国法人及び当該大会放送権保有法人と 大会放送権保有法人(同号ハに規定する大会放送権 で、 同条第

- 保有する関係
 一 一方の外国法人が他方の外国法人の株式又は出資を直接又は間接に
- 掲げる関係に該当するものを除く。)
 又は間接に保有される場合における当該二の外国法人の関係(前号に二)二の外国法人が同一の者によつてそれぞれその株式又は出資を直接
- めるところによる。 めるところによる。 当場が、大に定している。 は第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定している。
- 条第一項第一号中「内部取引(以下」とあるのは、「内部取引(法第二 第二十二条の十の三第一項及び第二項の規定の適用については、同に」とする。
 」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並び 第二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「規定は、

(国外所得金額の計算の特例

第二十二条の十九の四

略

2 • 3

める資産は、次に掲げる資産とする。 施行令第三十九条の三十三の四第二 一項第二号に規定する財務省令で定

一〜五 省

6

「育二十二条の十九の四第一項第一号ロ」と、同項第三号中「対価の額いて準用する施行令」と、同項第二号中「第六項第一号ロ」とあるのは号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の三十三の四第四項にお事項にてレス選月でそ、このサイレント 事 て準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める とあるのは 項について準用する。この場合において、第二十二条の十第十項第一 第二十二条の十第十項の規定は、法第六十七条の十八第十三項におい 「対価の額とした額」と読み替えるものとする。

> 六十七条の十六の 以 下」とする。 第一 項に規定する国内源泉所得に係るものを除く

は 第二十二条の十の六第三項 」とあるのは、 規定は、 の規定の適用に 法第六十七条の十六の二第一項の規定 ついて は 同 項 中 「規定

兀

並びに」とする。

るもの以外のもの」とする。 第六十六条第一 京オリンピック競技大会又は東京 税特別措置法第六十七条の (務を行う外国法人に係る課税の特例) 法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条の規定の適用に 同令第六十二条の表第五十三条 項中 「内部取引」 十六の とあるのは パラリンピ 第 (青色申告法人の決算) 項 に規定する国内源泉所得に係 **令** ック競技大会に関連する 和三 内部取引のうち、 一年に開催される東 の項及び っつい 租 て

|十二条の十九の四 同 上(国外所得金額の計算の特例)

第二十二条の十九の四

2 同

4 める資産は、次に掲げる資産とする。 施行令第三十九条の三十三の五第二 |項第二号に規定する財務省令で定

一

五
同

5·6 上

号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の三十三の五第四項にお 事項について準用する。この場合において、第二十二条の十第十項第一 いて準用する施行令」と、同項第二号中「第六項第一号ロ」とあるのは て準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める とあるのは「対価の額とした額」と読み替えるものとする。 第二十二条の十第十項の規定は、 第二十二条の十九の四第一項第一号ロ」と、同項第三号中「対価 法第六十七条の十八第十三項にお の額